

# 市川市立第四中学校 P TCA 会則

## 第1章 名称と事務所

第1条 本会は市川市立第四中学校 P TCA と称し、事務所を学校内に置く

## 第2章 目的及び活動

第2条 本会は学校、家庭及び地域社会が協力して、生徒の福祉を増進するとともに民主教育の発展向上を図ることを目的とする

第3条 本会の目的を達成するために、次の活動を行う

- 1 家庭と学校との関係を一層緊密にし、生徒の教育について保護者と教師の協力を図る
- 2 家庭、学校及び社会における生徒の福祉を増進する
- 3 学校の教育的環境の整備を図る
- 4 成人教育を盛んにすることにより会員の理解と向上を図る
- 5 会員相互のよりよき理解と協力を深めるために活発なる広報活動に努める
- 6 他の社会の諸団体及び機関と協力して本会の目的達成に努める
- 7 会員の理解と交わりを深めることにより相互の親睦に努める

## 第3章 方針

第4条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する

- 1 特定の政党や宗教に偏ることなく、また、専ら営利を目的とするような行為は行わない
- 2 本会または本会役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない
- 3 学校の人事、その他の管理には干渉しない

## 第4章 会員

第5条 本会の会員を正会員、賛助会員、**コミュニティ会員**、名誉会員とする

第6条 正会員は次の通りとする

1 市川市立第四中学校に在籍する生徒の父母またはこれに代わる者

2 市川市立第四中学校の校長及び教職員

第7条 賛助会員は、この会の趣旨に賛同し活動には直接関与しない者とする

第8条 名誉会員・**コミュニティ会員**は、この会の趣旨に賛同し、運営委員会の承認のあった者とする

第9条 本会の正会員、賛助会員は会費を納めるものとする

会費は一世帯月額 300 円を基本とするが、運営会議の承認をもって減額の変更を可能とする

## 第5章 経理

第10条 本会の活動に要する経費は、会費、事業益金、寄付金及びその他をもってこれに充てる

第11条 本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる

第12条 本会の決算は、会計監査を経て、総会に報告され、承認を得なければならない

第13条 会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる

## 第6章 役員

第14条 本会に次の役員を置く

会長 1名

名誉会長 1名（校長）

副会長 若干名（うち 1 名教頭）書

記 3 名程度会計 2 名程度

第15条 役員は、年度初めの総会において各役員の候補者につき単記無記名投票を行い決定する

ただし、総会の承認があれば投票を省略することができる

役員の補充または変更がある場合は、運営委員会で承認し、会員に通知する

第16条 役員の任期は 1 年とし、補欠または変更による任期は残任期間とする。ただし、再任を妨げない

第17条 会長は次の職務を行う

1 総会及び運営委員会を召集し、運営委員会の議長となる

2 学年委員会及び専門委員会の推薦により委員長を委嘱する

3 運営委員会の承認を得て、臨時委員会の委員長を委嘱する

4 会長は役員、会計監査候補者指名委員会、選挙管理委員会の

集会を除く全ての集会に出席して、意見を述べることができる

第18条 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する第 19

条 書記は次の職務を行う

- 1 総会及び運営委員会の議事ならびに本会の活動に関する重要事項を記録する
- 2 記録、通信その他の書類を保管する
- 3 会長の指示に従って、本会の庶務を行う

第 20 条 会計は次の職務を行う

- 1 総会が決定した予算に基づいて一切の会計事務を処理する
- 2 総会において、会計監査委員の監査を経た決算を報告する
- 3 本会の財産を管理する
- 4 予算の立案について協力する

## 第 7 章 会計監査委員

第 21 条 本会の經理を監査するため、3名程度の会計監査委員を置く

第 22 条 会計監査委員の選出は、第 15 条役員選出に準じて行う

第 23 条 会計監査委員は必要に応じて隨時会計監査を行うことができる

## 第 8 章 選挙管理委員

第 24 条 役員及び会計監査委員の選挙に関する事務を処理するため、若干名の選挙管理委員を置く

第 25 条 選挙管理委員は年度当初の総会において選出し、任期は1年とする

## 第 9 章 選考委員会

第 26 条 役員及び会計監査委員の候補を指名するときは、選考委員会を置く

第 27 条 選考委員会の委員の数と選出の方法は細則で定める

第 28 条 選考委員会の委員は、その任務を終了した時に解任される

## 第 10 章 総会

第 29 条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高決議機関である

- 1 総会は定期総会及び臨時総会とする

- 2 定期総会は年1回これを開催する
- 3 臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、または、会員の10分の1以上の要求があった時に開催する
- 4 総会は会員世帯数の5分の1以上の出席により成立し、議決は出席者の過半数による
- 5 前項の出席者は、世帯あたり1名とし、委任状を含む  
(補足) 委任状は基本的には「議場への一任」とし、議決結果は「賛成○票、反対○票、議場一任○票」となる

第30条 総会の議長は、総会において選出する

## 第11章 運営委員会

第31条 運営委員会は次の構成員で構成され、本会の事業の企画調整に当たる

- 1 第14条に定められた役員
- 2 学年委員会と専門委員会の委員長、副委員長、及び臨時委員会のある場合はその委員長、副委員長
- 3 その他必要に応じ運営委員会の承認を得て関係者の出席を認めることができる

第32条 運営委員会は会長が必要と認めたとき、または、構成員の4分の1以上の要求があったときに開催する

第33条 運営委員会は、委員の現在数の2分の1以上が出席しなければ、この会を開き議決することができない

第34条 運営委員会の議事は出席者の過半数で決定する

## 第12章 学年委員会・専門委員会及び臨時委員会

第35条 1 本会の活動に必要な事項について調査研究、立案、執行するため学年委員会並びに専門委員会を置く

- 2 学年委員会、専門委員会についての必要な事項は細則で定める

第36条 1 特別な事項について必要がある時は臨時委員会を設けることができる  
2 臨時委員会について必要な事項は細則で定める

## 第 13 章 細則

第 37 条 1 本会の運営に関し必要な細則は、この規則に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て定める  
2 運営委員会において細則を制定または改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない

ない

## 第 14 章 改定・改正

第 38 条 本会則は、総会における出席者の 3 分の 2 以上の賛成によって改定・改正することができる

平成 26 年 4 月 19 日 第 6 章 改定

平成 26 年 4 月 19 日 第 10 章 改定

平成 28 年 4 月 23 日 第 6 章 改定

平成 29 年 4 月 22 日 第 6 章 改定

平成 29 年 4 月 22 日 第 11 章 改定

平成 29 年 4 月 22 日 第 12 章 改定

令和 5 年 4 月 22 日 第 4 章 改定

令和 6 年 4 月 25 日 第 4 章 改定

令和 6 年 12 月 25 日 一部改訂（加筆）

## 表彰規定及び慶弔規定

表彰規定及び慶弔規定については P T C A 会則第 13 章第 37 条に基づいてこれを定める

### 表彰規定

- 第 1 条 (目的)この規定は本校 P T C A の振興発展に関し、功績のあった個人の表彰に必要な事項を定める  
(感謝状を含む)
- 第 2 条 会員でその業績が会及び会員の向上、または生徒の福祉増進、教育の向上のため顕著である場合
- 第 3 条 表彰は表彰状(感謝状を含む)を授与し記念品を贈呈する
- 第 4 条 表彰は会員または学年委員長、専門委員長の具申を運営委員会がこれを受け決定する
- 第 5 条 表彰は毎年 P T C A 総会において行なう

### 慶弔規定

- 第 1 条 会員及び生徒の死亡があった場合には、その死を悼み、弔慰金をおくる
1. 会員(教職員の同居の血族及び姻族の一親等を含む)及び生徒の死亡の場合は金 10,000 円の弔慰金をおくる  
但し、生花、花輪をもってこれに代えることができる
  2. 本会のために特に功労にあったと認められる者の死亡の場合は、金 10,000 円の弔慰金をおくる  
このほか供物または花輪をおくることができる
- 第 2 条 特に運営委員会において必要と認められた場合は、この慶弔規定に準じる
- 第 3 条 会員が火災等、不慮の災害により相当な損害を受けた場合は(但し、天災は含まれない)  
金 5,000 円の見舞金をおくる
- 第 4 条 教職員の転退職に際しては慰労金をおくる  
但し、物品を以ってこれに代えることができる
- 第 5 条 以上の事項に関しては、すべて運営委員会の承認を得て行われなければならない  
但し、急を要する場合には事後に開かれる運営委員会に報告、承認を受けなければならない

附則 この規定の適用は、昭和53年4月28日よりおこなわれるものとする

平成29年4月22日 一部改正  
令和6年12月25日 一部改訂（加筆）

## 市川市立第四中学校 PTCA 個人情報取扱 細則

第1条（目的）この規則は市川市立第四中学校 PTCA（以下「本会」と称す）の保有する個人情報について、その適正管理に必要な事項を定めることにより、本会の適正かつ円滑な運営を図り個人の権利利益を保護することを目的とする

第2条（責務）本会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法および本会則に基づき、本会で取扱う個人情報の取得、利用、管理を適正におこなう

第3条（個人情報の定義）個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるものをいう

### 第4条（管理責任者）

本会における個人情報の管理責任者は会長とする

### 第5条（取扱者）

本会における個人情報の取扱者は役員及び各委員会の正副委員長と任命された委員とする

第6条（守秘義務）個人情報の管理者および取扱者は、職務上知り得た情報を、みだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする

第7条（個人情報の取得）個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を定め明示し、原則として本人から直接取得する。また、円滑なPTCA活動をおこなうために以下の情報を取得する

- (1) 会員の氏名・連絡先（住所・電話番号・携帯番号・メールアドレス）
- (2) 会員の子どもの氏名・クラス
- (3) 必要に応じ、会員や会員の子どもなどの写真

## 第8条（個人情報の利用目的と制限）

取得した個人情報は以下の目的のために利用する

- (1) PTCA の活動における連絡および名簿の作成
- (2) 広報誌の作成などにおける写真等
- (3) 市川市 PTA 連絡協議会などの上部団体への活動における名簿の提出依頼第9条（管理）個人情報は、管理責任者または取扱者が適正に管理する。また、不要になった個人情報は、管理責任者立会いのもと、適正かつ速やかに細断破棄するものとする

第10条（保管および持出等）個人情報の入った電子媒体（USB等）を取り扱う際は、インターネット等に流出しないよう十分に注意する。用紙等に記載された個人情報は鍵のついた棚にて管理をする。また、持ち出す場合は第三者が入手することや閲覧がないように配慮する

第11条（第三者提供の制限）個人情報は次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供をおこなわないものとする

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産保護のために必要な場合
- (3) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第12条（情報の開示等）本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる

第13条（情報漏えい対策）個人情報を漏えい（紛失含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理責任者へ報告する。管理責任者は報告内容確認後、速やかに解決にあたりその内容を公表する

第14条（教育）本会は、個人情報の取扱者に対して、年度初めに個人情報の取扱いに関する留意事項について教育を実施する

## 第15条（改正）

本規則は PTCA 会則の細則に定める

附則 本規則は、令和4年5月12日より施行する

令和6年12月25日 一部改訂（加筆）

## **第四中学校PTCAコミュニティ会員細則**

### **第1条**

この細則は、第四中学校の生徒の幸福の増進と心身の健全な育成を目的とした第四中学校 PTCA の事業をより発展的に行うために、第四中学校 PTCA の趣旨に賛同する地域住民をコミュニティ会員とし、その活動について必要な事項を定める。

### **第2条**

コミュニティ会員は、本会の目的・方針に賛同する地域住民をもって構成する。

### **第3条**

コミュニティ会員として入会する者は、別に定める様式により届け出るものとし、運営会議の承認によりコミュニティ会員となる。

### **第4条**

任期は、退会の申し出もしくは第7条による解任がない限り、継続とする。

### **第5条**

コミュニティ会員は、総会、運営会議に出席し発言することはできるが、議決権は有しない。

### **第6条**

コミュニティ会員は会費を納める必要がないものとする。

#### 第7条

コミュニティ会員として相応しくない行為があったときは、運営会議における出席者3分の2以上の同意により、これを解任することができる。

#### 第8条

この規定は、運営会議における出席者の過半数の賛成によって改廃することができる。

## コミュニティ会員慶弔・見舞規定

第1条 この規定は、第四中学校PTCAのコミュニティ会員に対する慶弔・見舞の基準を定める。正会員・賛助会員に対する慶弔・見舞の基準は従前の規定による。

第2条 コミュニティ会員に対する慶弔・見舞金は、市川市が管理するふれあい保険（市民活動災害保障保険）の支給額とする。

第3条 運営委員会が特に必要と認めた場合は、第2条の規定に関わらず、社会通念に照らし適切な範囲で金品などを贈ることができる。

第4条 この規定の実施に際しては、運営委員会の承認を得なければならない。ただし、急を要する場合は、実施の判断を会長に委ね、直後に開かれる運営委員会によって承諾を得るものとする。

第5条 この規定の改廃は、運営委員会の議決による。

附則 本規則は、令和6年12月25日より施行する